

東京管区気象台オープンカウンター方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京管区気象台がオープンカウンター方式により物品の調達、役務の提供、その他契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品調達等に係る見積合わせにおいて、見積の相手方を特定せず、案件を公開し、参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式の対象とする案件は、原則としては予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第二号から第七号までの規定に該当する案件とする。ただし、以下の各号に定める契約は、この要領の対象に含めない。

- 一 会計法第29条の3第4項による競争を許さない随意契約の場合
- 二 その他、オープンカウンター方式による調達が不適當であると判断した場合

(参加資格要件)

第4条 この要領に定めるオープンカウンター方式に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 二 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 三 参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(案件の公開)

第5条 オープンカウンター方式案件の公開は、東京管区気象台ホームページに掲載することにより行う。

- 2 公開する事項は、契約件名、公開日、見積書提出期限、見積合わせ日時、仕様書・規格書及びその他必要な事項とする。

（見積書の提出）

第6条 見積書は、書面にて提出期限までに会計課に持参、郵送（当日必着）又は電子メールにより提出する。

- 2 見積書の様式は別紙1のとおりとし、以下の項目を記載のうえ、会社印、代表者印を押印又は本件責任者、本件担当者、連絡先1及び連絡先2を記載し提出しなければならない。

- 一 案件番号
- 二 契約件名
- 三 見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）
- 四 見積書を作成した日付
- 五 所在地
- 六 法人の場合は商号、個人事業者の場合は名称
- 七 代表者職名・氏名
- 八 担当者氏名
- 九 担当者連絡先

- 3 見積金額は一切の費用を含んだ総価（消費税及び地方消費税も含む。）を記載することとし、見積提出時に内訳を提出する。
- 4 一度提出した見積書の差替え、変更及び取消は認めない。
- 5 仕様書・規格書等に記載の製品以外で見積合わせに参加しようとする場合は事前に同等品確認申請書（別紙2）を提出し、承認を受けること。

（契約の相手方の決定）

第7条 有効な見積書を提出した者で予定価格の制限の範囲以内で当台に最も有利な価格をもって申し込みをした者を契約の相手方として決定する。

- 2 見積合わせは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積が2者以上ある場合には、当該契約事務に関係のない職員が代理で抽選を行う。

（結果の通知）

第8条 見積合わせの結果は、契約予定の相手方に電話等により決定通知するのみとし、公開しない。

(無効の見積書)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者が提出した見積書
- 二 記名、押印を欠く見積書（押印を省略する場合、本件責任者、本件担当者、連絡先1及び連絡先2の記載を欠く見積書）
- 三 金額を訂正した見積書
- 四 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭である見積書
- 五 提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書
- 六 日本語及び日本国通貨以外を用いた見積書

(通常の見積合わせへの移行)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、通常の見積合わせに移行する。

- 一 オープンカウンター方式に付したが、参加者がいなかった場合
- 二 予定価格の制限の範囲内の見積書を提出する者がいなかった場合

附則

この要領は平成29年10月1日から施行する。

附則（令和4年11月17日）

この要領は公布の日から施行する。

附則（令和7年4月1日）

この要領は公布の日から施行する。